

兵庫医科大学同窓会 緑樹会学術研究助成金規程

(目的)

第1条 本規程は兵庫医科大学同窓会緑樹会会員の「学術研究活動」を支援し、研究の質の向上に寄与するとともに、同窓会との継続的な交流及び相互支援の促進を図ることを目的とする。

(申請資格)

第2条 助成金を申請できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 緑樹会正会員であること。
- (2) 原則として40歳未満であること。
- (3) 応募時において直近5年間の緑樹会年会費を完納していること。

(助成区分)

第3条 助成金は、次の区分により交付する。

- (1) 研究支援助成: 助成額は1件あたり20,000円とし、原則として年間25件を上限とする。
 - (2) 渡航支援助成: 助成額は1件あたり50,000円とし、原則として年間2件を上限とする。
 - (3) 活動支援助成: 助成額は1件あたり10,000円とし、原則として年間1件を上限とする。
- ただし、予算の範囲内で理事会が件数を定める。

(助成対象者)

第4条 各助成の受領対象者は、第2条の申請資格を有する者のうち、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 研究支援助成
 - (ア) 学位論文の著者であり、所属機関が兵庫医科大学であること
 - (イ) 学位取得後3年以内であること
- (2) 渡航支援助成
 - (ア) 海外留学期間が1年以上であること
 - (イ) 帰国後1年以内であること
- (3) 活動支援助成
 - (ア) 企画・将来計画委員会の推薦を受け、理事会が適当と認めた者

(受領者の協力義務)

第5条 前条により助成金の交付対象者は、次の事項に協力するものとする。

- (1) 受領者は、総会に出席し、助成金受領者として紹介を受けるものとする。総会に出席できない者は、助成金の受領資格を失う。
- (2) 渡航支援助成を受けた者は、留学終了後、緑樹会会報に留学体験記を寄稿すること。
- (3) 活動支援助成を受けた者は、総会において活動発表を行うこと。

(選考・決定)

第6条 助成金の交付対象者は、企画・将来計画委員会の審査を経て、理事会の議決により決定する。応募件数が各助成区分の予定件数を超える場合は、企画・将来計画委員会において公平かつ適正に審査を行うものとする。

(申請)

第7条 助成金の交付を希望する者は、自ら申請しなければならない。
申請方法その他必要な事項は、別に定める募集要項による。

(助成金の交付)

第8条

- 1 助成金は、受領対象者内定後、緑樹会総会で会長が目録贈呈後、速やかに交付する。
- 2 助成金の交付は、対象者本人名義の金融機関口座への振込により行う。

(助成金の返還)

第9条 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受領したことが判明した場合、会長は助成金の全額の返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の制定及び改廃は、緑樹会理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 本規程は、2026年7月11日から施行する。
- 2 本規程に定めのない事項は、緑樹会理事会の決議により定める。